

学校給食センター衛生管理業務仕様書

- 1 履行場所 北上市流通センター16番40号 北上市北部学校給食センター
北上市和賀町藤根6地割50番地 北上市西部学校給食センター
- 2 作業日及び作業時間等
毎月の作業日及び作業時間等について、予め該当する各センターと協議をすること。
- 3 従事者は、着手前に従事者名簿を提出すること。
 - ①従事者は、作業中一定の被服及び靴を着用し、上着には会社名及び氏名を記載した名札を付けること。
 - ②従事者は、満18歳以上の者とする。
 - ③従事者は、本書に定める作業内容を十分に行い得る者とし、害虫防除について十分経験を有する者を配置すること。
 - ④従事者は、すべて身分確実な者とし、作業を行う場合は、機敏に活動し、他人に不快感を与えることの無いようにすること。
- 4 責任者の選任
業務受託者は、従事者の内から作業責任者を1人選任し、所長に報告すること。
作業責任者は、防除作業監督者（「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」施行規則第28条第1項第3号による厚生労働大臣が指定する講習の課程修了者）であること。
- 5 害虫等の調査及び防除
 - ①業務委託者は、毎月、ネズミ、害虫等の発生場所、侵入経路及び被害状況等調査・報告し、効果的な防除方法を決定すること。
 - a. 歩行昆虫調査
 - (1)調査方法：歩行昆虫用粘着トラップによる調査
 - (2)調査期間：契約日から令和8年3月31日
 - (3)箇所数：11箇所（北部学校給食センター5箇所、西部学校給食センター6箇所）
 - (4)調査項目：ゴキブリ、歩行侵入昆虫及びチョウバエ類
 - (5)報告：書面による報告とする。
科レベル以上の分類とし、計測すること。
問題点、改善点等の記入をすること。
 - b. 鼠族防除、調査
 - (1)調査方法：内部 ネズミ用粘着トラップによる駆除・調査
 - (2)調査期間：契約日から令和8年3月31日

(3) 箇所数：内部 4 箇所(北部学校給食センター 2 箇所、西部学校給食センター 2 箇所)

(4) 調査項目：鼠族

(5) 報告：書面による報告とする。

問題点、改善点等の記入をすること。

②調査の結果、ネズミ、害虫等が生息、侵入及び発生が予想される区域には防除実施すること。

6 薬剤の仕様

使用する薬剤については、安全データシートを提出し、許可を得ること。

7 注意事項

①殺鼠剤または殺虫剤を使用する場合は、薬事法上の製造販売の承認を得た医薬部外品を用いることとし、その他の農薬等化学物質の使用を行わないこと。

②医薬品または医薬部外品の容器等に記載された「用法・用量」及び使用上の注意を遵守すること。

③ I P M (総合防除)といわれる「害虫等による被害が許容できないレベルになることを避けるため、最も経済的な手段によって、人や財産、環境に対する影響が最も少なくなるような方法での防除」を行うこととし、防除基準は、(社)日本ペストコントロール協会の「ネズミ・害虫等の維持管理基準」に準ずること。
この場合、環境の改善と清掃、整頓が重要となるため、サニテーションの提案を行うこと。

④その他、平成16年11月17日付け医政指発第111701号「医療機関におけるネズミ及び昆虫等の防除安全管理について」に沿って実施すること。

8 作業実施にあたっての一般的注意事項

①衛生管理のうえから、窓の開放等により塵芥を飛散させないこと。

②害虫防除機械の取り扱いによって、衝撃、湿気等で調理器具及び備品を破損させないこと。

③火気の取り締まりに留意すること。引火性ガソリン、ベンジン等の薬品は絶対に使用しないこと。

④電気、水道の使用については、節約に努めること。